

第2章 経営承継円滑化法の活用で、 複雑な事業承継が円滑に



金子 一徳
1級FP技能士

1. 経営承継円滑化法について

「経営承継円滑化法」は、大きく3つのくくりにより、事業承継において特例的に認められる画期的な法制度として、2008年に施行された。

ひと言で言うと、永続的に事業承継しようとする中小企業が、代表取締役の株式を次世代へ移転させるたびに課税していた贈与税および相続税を、発行済み株式総数の2/3までならば優遇しようという制度である。さらに、自社株式を相続財産から特例的に除外してしまうことで、遺留分の問題を解決した点でも

画期的である。

では、その内容を少し詳しく見ていこう。

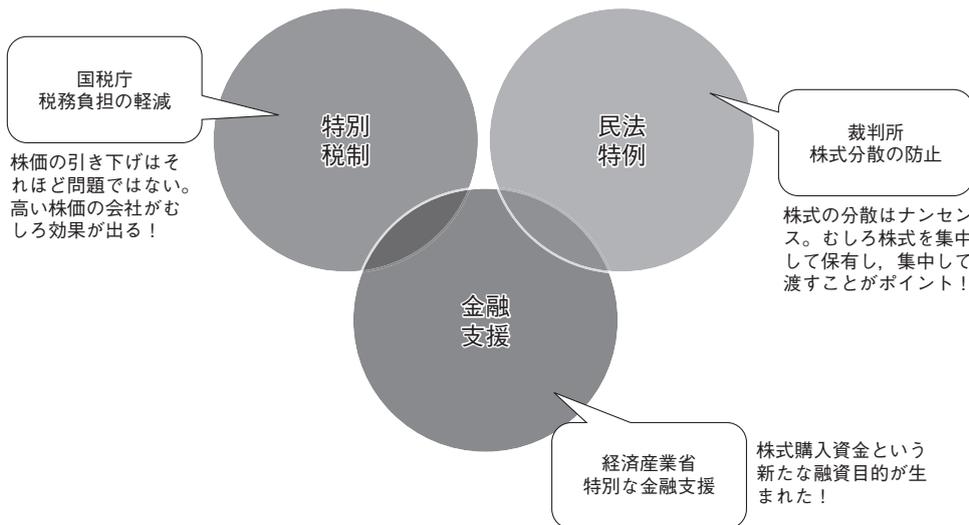
(1) 特別税制（国税庁）

株価が高くなってしまっており、株式を引き継ぐ際に、後継者が多額の納税をしなければならず、結果として会社経営が不安定になることを防止するために、発行済株式数の2/3までの株式を移転するときに納税を繰り延べる。

(2) 民法特例（裁判所）

中小企業の場合、相続財産の大半が株式に偏ってしまっており、その他の財産が少ない

経営承継円滑化法の骨子



ことが多い。これは会社規模が小さくなればなるほど、顕著になる傾向がある。

そうした場合、相続によって後継者に株式を持たせようとすると、後継者以外の法定相続人の遺留分を侵害してしまつてトラブルになることが多い。

しかし、民法特例により、この株式を相続財産から除外または固定することが、法定相続人全員と合意することにより認められる。

(3) 金融支援（経済産業省）

これまで、個人による株式買い取り資金融資や自己株式取得のための融資という商品が、そもそも金融機関には存在していなかった。

そこで、中小企業信用保険法、株式会社日本政策金融公庫法の特例として、事業承継の際のさまざまな金融商品を作った。

2. 経営承継円滑化法、活用の実態

(1) キャッシュフローに効果ある特別税制

その中でも、特別税制は特に画期的な制度である。たとえば、下記のような事例を考えてみよう。

- ①発行済株式の総数……30,000株
 - ②1株当たりの評価額……5,000円
 - ③経営者(親)の所有株式数……25,000株
 - ④上記③のうち後継者(子)が贈与を受けた株式数……22,000株
- ※贈与前の子の持株数は0株とする

【贈与を受けた株式の価額】

22,000株×5,000円(1株当たりの評価額)=1億1,000万円

【納税猶予対象株式数とその価額】

30,000株(発行済株式総数)×2/3=20,000株
20,000株×5,000円(1株当たりの評価額)=1億円

【通常の計算による贈与税額】

(1億1,000万円(贈与を受けた株式の価額)−110万円(基礎控除))×1/2−225万円(控除)
=5,220万円

【納税猶予税額】

(1億円(納税猶予対象株式の価額)−110万円(基礎控除))×1/2−225万円(控除)=4,720万円

以上のように、これだけの税金が納税猶予されるため、いずれかの時点では納税しなければならぬとは言いながら、キャッシュフロー上はかなりの効果がある。

(2) 普及してこなかった理由

ところが、なぜか経営承継円滑化法は、これまであまり普及してこなかった。それは、雇用を法律適用後5年間にわたって8割以上維持すること、代表取締役の地位を5年間降りてはいけないこと、株式を譲渡してはいけないこと、など細かな制約がかかっていたからだ。

これに違反すると、猶予されていた税額とともに利子税も支払う必要が出てくるため、先の見えない時代には不確定要素が多すぎて敬遠されてきた、という面は否めない。

3. 経営承継円滑化法の活用事例

ここで、経営承継円滑化法を活用して、事業承継を乗り切ったA社の事例を紹介しよう。

(1) パチンコ店A社の概要

A社は、パチンコ・パチスロのホールを運営しており、競合の大規模店にはない清潔感やフレンドリーな顧客対応など、キメの細かいサービスを行っていた。

ただし、ここ最近では顧客の財布の紐が固くなる傾向があり、客単価が落ちてきている。従業員は83名おり、パートまで含めると300人近い人員を抱えていた。

(2) オーナーと相続人について

創業オーナー（代表取締役会長）は、40年にわたってこの会社を切り盛りしてきたが、最近では軽い痴呆症を患ったため、経営から離れている。

会長の妻はすでに他界しており、長男と長女のほか、養子になっているB氏の3人が相続人である。

このB氏こそ、A社の代表取締役社長であり、かつ会長の長女の夫、つまり娘婿にあたる今回の相談者だ。

(3) 今回の問題点

B氏は、株式を3%程度しか持っておらず、「会長が保有している88%の株式を早く掌握しないと、相続があったときに長男が経営に口出しをしてくるのではないかと疑心暗鬼にとらわれていた。

しかも、株価は会社全体で15億円弱までふくらんでおり、少しでも生前に動かそうものなら、たちまち高額な贈与税、あるいは譲渡所得税がかかってしまうため、手が打てないでいた。

(4) 経営承継円滑化法による解決策

そこで、この経営承継円滑化法の出番である。以下に説明する。

①雇用8割キープの検証

まずはじめに行ったことは、業績が下降気味の中で、本当にこのA社を存続させていくことはできるのか、雇用を8割以上キープできるのか、という検証だった。

そこで、社員に登用する者、残念ながら退社してもらう者を選び、今回のタイミングで大リストラを断行した。

②退職金支給による株価の引き下げ

さらに、創業オーナーには代表取締役会長を辞任してもらい、退職金を3億円支給することで、株価を引き下げた。

③納税猶予の活用

そして、株式を発行済株式数の2/3ギリギリのところまで、創業オーナーからB氏に

贈与することにした。

単純に考えれば、10億円程度の株式が贈与されるわけだから、単純計算でもその約半分は贈与税を支払わなければならない。これを納税猶予してもらうのである。

④民法特例の活用

さらに、A社の場合には、相続が発生したときに、長男とB氏の間でA社株式をめぐる問題が勃発しそうだったため、民法特例を使ってA社株式を除外合意することとした。

もちろん、長男の合意が必要だったため、衡平措置として、いくらかの金銭を用意することとしたのは言うまでもない。いわゆるハンコ代である。

⑤認定申請

あとは、経営承継円滑化法の認定申請を行い、翌年の贈与税の確定申告を行うときにこの認定書を添付すれば、納税が猶予されるという仕組みである。

(5) 対策後の結果

これで、A社の経営権（発行済株式総数の2/3）は会長が活着しているうちにB氏に移動することができた。名実ともに代表取締役社長になった瞬間である。

B氏からは後日、「これでやっと、夜も安心して眠ることができるようになりました。あとは、じっくりと残り1/3の株式について対処していこうと思います」という嬉しい知らせが届いた。

4. 経営承継円滑化法の改正

ところで、この経営承継円滑化法は、今年2015年1月1日から以下の改正がされた。

(1) 改正のポイント

①雇用を5年間にわたって平均で8割以上を維持へ変更。

⇒8割を一瞬切ったとしても、平均で8割以上を維持すればよくなった。

経営承継円滑化法改正のポイント

	平成26年12月末まで	平成27年1月以降
雇用の8割維持の緩和	雇用の8割を5年間維持（一度でも切った場合は取り消し）	雇用の8割は5年間の平均でよい（何度切っても平均で維持されていればよい）
認定取り消しの際の本税と合わせて支払う利子税の引き下げ	2.1%	0.9%
役員退任要件の緩和	先代経営者は、贈与前に代表を含めて役員そのものを退任しなければならない	先代経営者は、贈与前に代表を退任しさえすればよい（有給役員として残留可）
親族外承継も対象に	後継者は先代経営者の親族に限定	後継者は誰でもよい（親族、親族外を問わない）

②利子税が現行2.1%から0.9%へ下がった。

⇒加えて、法律適用後5年超になると、5年間の利子税が免除されることになるため、ペナルティが大幅に緩くなった。

③贈与時まで、先代社長は役員を退任することが必須条件だったものが、代表だけを退任すればよくなった。

⇒これにより、「代表取締役社長」から「取締役会長」へと肩書きを変え、有給役員として残留することができるようになった。

つまり、未熟な後継者に伴走することが可能になったと同時に、先代社長にとっても心理的なハードルが下がり、取引先や金融機関も安心して社長交代を迎えることができるようになった。

(2) まとめ

ほかにもいくつか改正点があるが、これまでのように使い勝手が悪いということで、中小企業が経営承継円滑化法の適用を選択肢から外すのではなく、いくつかある事業承継対策の1つとして、十分検討価値のあるものに改正されたことを覚えておくとよいだろう。

金子 一徳

(かねこ かずのり)

事業承継センター株式会社取締役 COO、東京商工会議所コーディネーター、さがみはら産業創造センター ファンドマネージャー。1993年慶應義塾大学商学部卒業後、東京中小企業投資育成、ベンチャーリングにおいて数々の中小企業支援を行った後、2003年経営コンサルタントとして独立。2011年事業承継センター株式会社を設立し、後継者塾を全国8カ所で開催中。調布市・横浜市・文京区からも業務受託、事業承継の専門家として顧問先の問題解決にあたる。著書に『中小企業診断士が書いた！ いちばん優しい事業承継の本』（税務経理協会）。

